

議案第4号

富山地域合併協議会会議運営規程について、次のとおり提出する。

平成15年4月11日提出

富山地域合併協議会  
会長 森 雅 志

富山地域合併協議会会議運営規程について

富山地域合併協議会規約第10条第3項の規定により、会議の運営に関し必要な事項について会議に諮りたいので、別紙のとおり提出する。

## 富山地域合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、富山地域合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、富山地域合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の半数以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

2 会議は、円滑かつ効率的に議事が運営されるよう努めなければならない。

（会長等の責務）

第3条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑に議事が運営されるよう協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後でなければ、発言してはならない。

3 議長が必要と認めるときは、学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（定足数）

第5条 会議成立のための定足数は、半数以上の委員の出席をもって開会する。

2 会議の開会前に定足数に満たないとき、又は会議中に定足数を欠くに至ったときは、議長は延会等を宣告する。

（議事）

第6条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮りこれを変更することができる。

（傍聴）

第7条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が会議に諮って別に定める。

（会議録の調製）

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び会場
- (2) 会議に出席した委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認める事項

（会議録署名委員）

第9条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

（会議録等の公開）

第10条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、非公開とした会議の議事に関わる記録は、公開しない。

2 委員は、非公開とした会議の議事の内容を公開してはならない。

3 第1項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月 日から施行する。